部長及び参事官
殿
所　　属　　長

捜一発第258号
（交指）
令和６年12月13日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

臓器の移植に関する法律第６条第２項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領について（通達乙）

臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条第２項に規定する脳死した者の身体に対する取扱い等について、別紙のとおり「臓器の移植に関する法律第６条第２項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領」を定めたので、本要領に基づき脳死した者等の身体を適正に取り扱われたい。

（担当者：検視官室 4121～4126）